

# **提案条例説明資料**

**(追加提出分)**

**令和4年9月**  
**浜田市議会定例会議**



# 提案条例説明資料

提案者 議会運営委員会

1	議案番号	<b>発議第9号</b>
2	題名	浜田市議会基本条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	浜田市議会基本条例第25条の規定に基づく議会運営委員会の検討の結果を踏まえ、現在の活動及び取組に合わせた見直しをするとともに、新たな事項を追加するため、所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>1 議会の活動原則に係る項目の見直し及び追加（第3条関係）</p> <p>(1) 議会は、議会としての共通認識の醸成及び合意形成を図り、市長等に対する監視機能を果たすとともに、政策の実現に向け、市民の福祉の増進を目指して、適切な判断及び責任ある活動を行わなければならない。</p> <p>(2) 議会は、ジェンダー平等の理念にのっとり、多様な議員が議会活動を行うことができるよう配慮を行わなければならない。</p> <p>2 委員会の活動に係る項目の追加（第13条関係）</p> <p>(1) 委員会は、所管事務の調査を充実させること等により、委員会活動の活性化を図り、政策立案等を積極的に行うよう努めるものとする。</p> <p>(2) 常任委員会を代表する議員は、本会議において、所管事務について、議長の許可を得て質問することができる。</p> <p>3 広聴機能の充実に係る項目の追加（第14条関係）</p> <p>議会は、市民の多様な意見を把握するとともに、市政に反映させるよう、時代及び環境の変化に対応し、広聴機能の充実に努めるものとする。</p> <p>4 その他規定の整理</p>
5	施行期日等	公布の日